

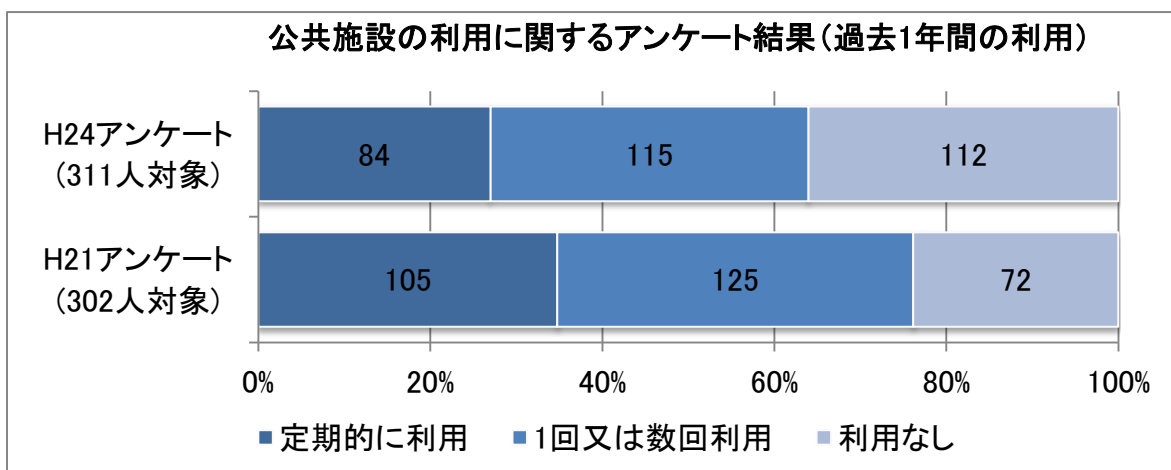


## 適正な利用者負担

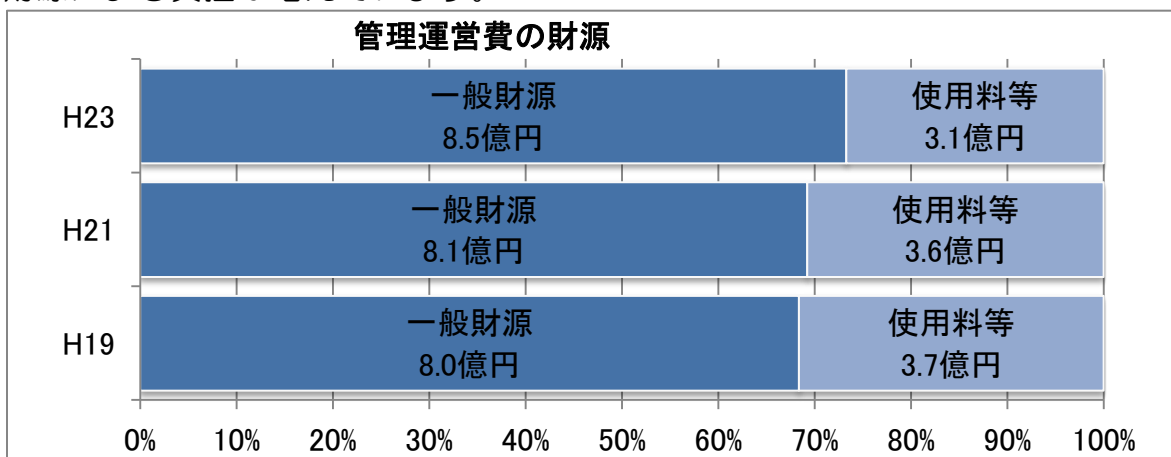
公民館や図書館、文化会館、体育館等の公の施設は、生涯学習活動やスポーツ活動等で、多くの市民に利用されています。

誰でも利用することができる公共施設は、生涯学習や福祉、健康づくりなど、それぞれの設置目的があり、なるべく安価で利用できるよう、管理運営費の削減に努めながら、使用料を据え置き、又は無料としてきました。

しかし、これらの公共施設について、過去1年間に利用した頻度を見ると、およそ3割の市民が定期的に利用していることが分かり、一方の約7割の市民は定期的には利用していないことが分かります。



また、これらの公共施設の管理運営費として年間11.6~11.7億円かかっていますが、使用料等(国県からの補助金を含む。)の収入は減り続け、一般財源による負担が増えています。



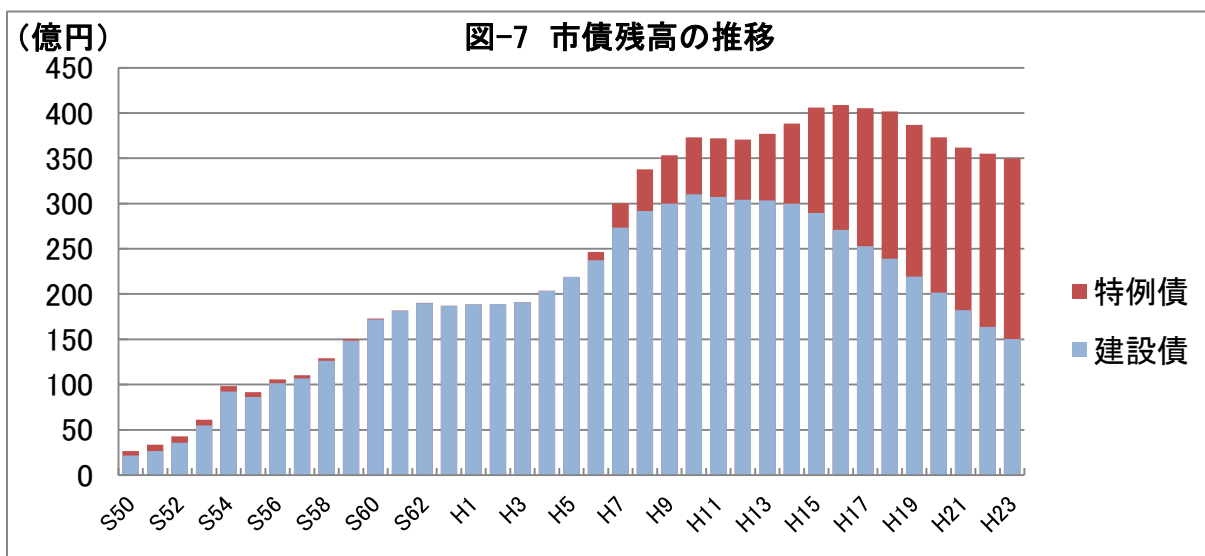
公共施設は、「将来世代」も恩恵を受けるものであり、「世代間負担の公平性の確保」という観点から、その整備にかかる財源の大半を、将来世代にも負担を求める「建設債」という借金に頼ってきました。

本市でも、昭和 40 年代から 50 年代にかけての人口急増期には、学校を始めとした多くの公共施設の建設のために建設債を発行してきました。

その後、人口の増加も緩やかになり、一定の公共施設の整備が図られたことから、建設債の発行は平成 10 年度をピークに減少しています。

しかし、これに代わるように発行が増えたのが、長引く景気低迷に伴って、不足する地方交付税の財源を補うために自治体が発行する臨時財政対策債等の「特例債」という借金です。

「特例債」は、後世代が恩恵を受けない、現在市民へのサービスにかかるものであり、世代間の負担を不公平なものにすることにつながりかねません。



より一層の管理運営費の削減に取り組むことが第一ですが、多くの施設では、現在の使用料の水準では、利用者が増えるほど、収入以上に支出が増えるという試算もあります。

今後の維持補修や更新の問題、また、施設を使用する市民としない市民との間の負担の公平性や現在世代と将来世代との間の負担の公平性を踏まえても、利用者が適正な負担をすることは、今後の公共施設の運営に必要なことと言えるのです。

